

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度 高性能外皮等（一体的導入）

※「高性能外皮等」の単体補助はありません。

【HEMS および太陽光発電システム】と併せて申請する必要がありますのでご注意ください。

【添付書類の留意事項】

◎(1) 工事請負契約書等のコピー【※建売住宅の場合は売買契約書等のコピー】

- ◆注文者と請負者の両者について、署名又は押印があること。
 - ・注文者は設置場所に居住する個人の名前であることが必要です（法人名義は不可）。
 - ・注文書と請書の組み合わせでも可。
- ◆対象となる設備の設置に要する費用が分かること。
 - ・次のア、イいずれかの住宅に設置する「高断熱外皮」、「空調設備」、「給湯設備（エネファームを除く）」、「換気設備」で断熱等性能の向上または一次エネルギー消費量の削減に寄与するものが補助対象設備です。
 - ア 国の補助金（ZEH化等支援事業など）の交付決定を受けた住宅
 - イ 「断熱等性能等級5以上」かつ「一次エネルギー消費量等級6」の基準に適合するものとして第三者機関による認証等（BELS評価書など）を受けた住宅
 - ・対象設備の設置代以外の内容が含まれている場合、内訳が分かる書類等を添付してください。
 - ・契約書に記載がない場合、明細や契約書に対応する見積書を添付する等により対応してください。

(2) 次のア、イいずれかの書類

- ア 国の補助金の交付決定通知書のコピー等
 - ・「ZEH支援事業」や「子育てエコホーム支援事業」等の交付決定通知のコピー等を提出してください。
- イ 第三者機関による評価書等のコピー
 - ・BELS評価書等で、断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6の基準に適合することが確認できるものを提出してください。

◎(3) 設置場所の案内図

- ◆設置住宅を容易に特定できるもの。
 - ・地図で、設置場所を特定してください。
 - ・特に新築物件やWEB上の地図などの場合は、対象の住宅がわかるように線を追記するなどして、設置場所が確実に分かるようにしてください。

◎(4) 建築基準法に基づく検査済証のコピー【※建売住宅の場合のみ】

- ◆検査済証の発出日の属する年度の翌年度の末日までに引渡しが行われる住宅であること
(例) 検査済証の発出日が「令和6年4月1日～令和7年3月31日」のものは、令和7年度末（令和8年3月31日）までに引渡しが行われる場合のみ補助対象です。

※その他補助対象設備と同時の申請で、添付書類が同一の場合、◎のついた書類の添付を一部とすることができます。